

議案第 20 号

三次市長長期継続契約を締結することができる契約に関する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市長長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約（以下「長期継続契約を締結することができる契約」という。）を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

物品を借り入れる契約のうち、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの

役務の提供を受ける契約のうち、施設の維持管理、機器等の保守業務等の経常的かつ継続的に当該役務の提供を受ける必要があるもの

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。